

官報

号外 昭和三十一年四月六日

○第二十六回 衆議院會議録第三十号

昭和三十一年四月六日(土曜日)

議事日程 第二十五号

昭和三十一年四月六日

午後一時開議

第一 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
参議院回付)

第二 挥発油税法案(内閣提出、
参議院回付)

第三 地方道路税法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
回付)

第四 下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

本日の会議に付した案件

行政機関職員定員法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院
送付)

日程第一 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律案(内閣提
出、参議院回付)

日程第二 挥発油税法案(内閣提出、
参議院回付)

日程第三 地方道路税法の一部を改
正する法律案(内閣提出、参
議院回付)

日程第四 下級裁判所の設立及び
管轄区域に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、参
議院送付)

警 察 庁	昭和三十一年九月三十日	一人
科 学 技 術 厅	昭和三十一年十一月三十日	一人
法 务 省 本 省	昭和三十一年十一月三十日	一人
大 藏 省 本 省	昭和三十一年九月三十日	一一三人
	昭和三十一年十一月三十日	一一二〇人
	昭和三十一年五月十五日	五四〇人
	昭和三十一年五月十五日	二七〇人

○副議長(杉山元治郎君) これより会
議を開きます。

日程第一 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律案(内閣提
出、参議院回付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、
行政機関職員定員法の一部を改正する
法律案の参議院回付案を議題といたします。

（施行期日）

附 則

（本院送付案に対する
参議院の修正に係る
条文を擧ぐ。小字及
びは参議院修正）

（行政機関職員定員法の一部を改
正する法律の一部改正）

第三条 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律(昭和三十年法律
第二十九号)の一部を次のように
改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十二年五月十五日 五四〇人

を

昭和三十二年五月十五日 二七〇人

に

改める。

第四条 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律(昭和三十一年法
律第四十八号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第二条の表厚生省の項
中「昭和三十一年五月十五日」を
「昭和三十一年三月三十一日」に改
める。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたし
ます。本案の参議院の修正に同意する
に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
と認めます。よって、参議院の修正に
同意するに決しました。

日程第二 挥発油税法案(内閣提
出、参議院回付)

（揮発油税法案の参議院回付案、日程第
三、地方道路税法の一部を改正する法
律案の参議院回付案、右両案を一括し
て議題といたします。）

○副議長(杉山元治郎君) 日程第二、
揮発油税法案の参議院回付案、日程第
三、地方道路税法の一部を改正する法
律案の参議院回付案、右両案を一括し
て議題といたします。

（揮発油税法案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条によりここに回
付する。

（昭和三十一年四月五日）

参議院議長益谷秀次殿 松野 鶴平

（本院送付案に対する
参議院の修正に係る
条文を擧ぐ。小字及
びは参議院修正）

1 この法律は、昭和三十一年四月
一日から施行する。

（公布の日翌日）

（本院送付案に対する
参議院の修正に係る
条文を擧ぐ。小字及
びは参議院修正）

2 この法律の施行前に課した、又
は課すべきであつた揮発油税につ
いては、なお従前の例による。

（改正後の揮発油税法(以下「新法」といふ)
三十九条第一項の規定の適用について、昭和
三十一年四月分の申告書に限り、同項中「毎
月」とあるのは、「この法律の施行の日から昭

第五条第一項中「又は引取」及び

「又は引取人」を削り、同条第二項

中「物品税法」の下に「又は揮発油

税法」を加え、同項中「同法第十条

第一項」を「物品税法第十条第一項

又は揮発油税法第十二条第一項」

に改め、同項中「物品税」の下に

「又は揮発油税」を加える。

1729 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を

「揮発油税法(昭和三十二年法律

号)」に改める。

1820 第二条第一項中「同法第十五条(揮発油とみなす場合)」を「同法第六条(揮発油等とみなす場合)」に改める。

第三条中「揮発油税法(昭和二十一年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十二年法律第二号)」に改める。

第四条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油

税法(昭和三十二年法律第二号)」に改める。

第五条第一項中「同法第十五条(揮発油とみなす場合)」を「同法第六条(揮発油等とみなす場合)」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第十三条」を削る。

1922 法律第二号中「同法第十五条(揮発油とみなす場合)」を「同法第六条(揮発油等とみなす場合)」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第

十三条」を削る。

21 日本道路公团法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改める。

附則第十二条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)による」を削る。

法律第二号の一部を次のように改める。

第一条中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油

税法(昭和三十二年法律第二号)」に改める。

税法(昭和三十二年法律第二号)に改める。

第二条第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「(同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。)」を加える。

第八十九条及び第九十条を次の

ように改める。

(石油化学原料として消費され

る揮発油の免稅)

第八十九条 エチレンその他の政

令で定める化学製品の原料と

して揮発油を消費することにつ

いて揮発油税法第五条の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合は、所轄税関長)の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

この条において同じ。)の所在地の所轄税務署長又はその保税地

域の所在地の所轄税関長の承認

を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道

路税を免除する。

2 前項に規定する製品(揮発油

を原料とするものに限る。以

下この項において同じ。)の製造

者が揮発油の製造者でないとき

は、これを揮発油の製造者とみな

し、同項に規定する製品の製造

場が揮発油の製造場でないとき

は、これを揮発油の製造場とみな

して、揮発油税法を適用する。

3 税務署長又は税關長は、第一項の承認を受ける場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他

の揮発油及び製品と区別して貯藏すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定す

るものについて掌用する。この場

合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮

油を移出し、又は引き取つた者

に改めて改める。

4 挥発油税法第十四条第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

5 挥発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法(以下「新法」とい

う。)第四条の規定を適用する。

6 挥発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、第七項に定めるものを除くほか、な

お前項の例による。

7 地方道路税法の一部を改正する法律

8 右の貴院から送付された内閣提出案

は本院において修正議決した。よ

る製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載

し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

9 挥発油を同項各号の用途に供したものが、当該揮発油をようとした者が、当該揮発油を譲り渡したときは、当該揮

油を揮発油の製造場から移出

したものとみなし、その者を揮

發油の製造者とみなして、揮發

油税法及び地方道路税法を適用

する。この場合における課税標

准は、揮發油税法第八条第一項

の規定にかかわらず、当該揮發

油の數量とし、同法第十条第一

項に規定する申告書は、同項の

規定にかかわらず、その消費し、

又は譲り渡した日から五日以内に提出するものとし、当該揮發油

に規定する申告書は、同法第十

条第一項の規定にかかわらず、

当該申告書が提出された後、直

ちに徵収する。

10 挥發油税法第十四条第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮發油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

11 この法律は、昭和三十二年四月五日から施行する。

12 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

13 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

14 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

15 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

16 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

17 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

18 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

19 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

20 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

21 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

22 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

23 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

24 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

25 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

26 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

27 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

28 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

29 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

30 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

31 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

32 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

33 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

34 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

35 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

36 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

37 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

38 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

39 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

40 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

41 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

42 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

43 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

44 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

45 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

46 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

47 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

48 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

49 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

50 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

51 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

から地方道路税をあわせて徴取する。

て国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十二年四月五日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿
〔本院議員の名前並に附する多文書を隔てて記入〕

簡易裁判所の項を次のように改め
る。

取手	茨城県の内
	北相馬郡

の管轄区域の欄中	「筑波郡の内」
	北相馬郡の内

及び同表太田原簡易裁判所の

生村」

管轄区域の欄中「寄根村」を削り、同

表堀木簡易裁判所の管轄区域の欄中

「瑞穂村」

水代村」を「大平村」に改め、同

表小山簡易裁判所の管轄区

域の欄中「綱村」を「桑綱村」に改め、

「小野寺村」、「富山村」、「静和村」を

削り、同表小山簡易裁判所の管轄区

域の欄中「綱村」を「桑綱村」に改め、

「水代村」を「大平村」に改め、同表前

「桑村」及び「寒川村」を削り、同表前

橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「木

瀬村」を「城南村」に、「横野村」を「赤

城村」に改め、「荒砥村」及び「敷島

村」を削り、同表太田原簡易裁判所の

管轄区域の欄中「木崎町」を「新田町」

に改め、「生品村」及び「綿打村」を削

り、同表三島簡易裁判所の管轄区域の

欄中「田原村」を削り、「浅羽村」を

「淺羽町」に改め、同表二俣簡易裁判

所の管轄区域の欄中「光明村」、「龍川

村」、「熊村」、「上阿多古村」、「下阿多古

村」、「佐久間村」を「佐久間町」に

改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区

域の欄中「龍王村」、「玉幡村」を「龍王

町」に、「御影村」、「田之岡村」を「八田

町」に改め、「東山梨郡の内」

同表日下部簡易裁判所の項を次によ

うに改める。

川市」を「寰屋川市」、「大泉市」に改め、
同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中
「美木多村」を削り、「平尾村」、「黒山

村」、「丹比村」、「丹南村」を「美原町」

に改め、同表富田林簡易裁判所の項
を次のように改める。

山梨県の内
山梨市 塩山市 東

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区
域の欄中「船津村」、「小立村」を「河口

湖町」に改め、「大石村」、「河口村」を削
り、同表長野簡易裁判所の管轄区域
の欄中「西条村」及び「川中島村」を削
り、「牧郷村」、「更府村」、「稻荷山桑原

町」に改め、「大石村」、「河口村」を削
り、「信更村」、「稻荷山桑原町」を削
り、「牧郷村」、「更府村」、「稻荷山桑原

町」を「信更村」、「稻荷山桑原町」に改
め、「川中島町」を「川中島町」に改め、
同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄
中「信科村」を削り、同表岩村田簡易

裁判所の管轄区域の欄中「伍賀村」を削
り、「御代田町」に改め、「御代田村」及び
「小沼村」を削り、同表三条簡易裁判

所の管轄区域の欄中「福島村」を「栄

村」、「昭和村」を「川中島町」に改め、
同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄
中「食料村」を削り、「御代田町」に改め、
「御代田町」に改め、「御代田村」及び
「小沼村」を削り、同表三条簡易裁判

奈良県の内
添上郡の内
柳生村 月瀬村
東里村 狹川村
大柳生村

西牟婁郡の内
田辺市

和歌山県の内
和歌山市

山辺郡の内
山添村

奈良郡の内
桜井市

南部郡の内
南河内郡の内
河南町 太子町 千

柳生郡の内
柳井市

奈良郡の内
山辺郡の内
都祁村

大三輪町 初瀬町

田辺
町 中辺路町 日

日高郡の内
龍神村

南部町 南部川

同表葛城簡易裁判所の管轄区域の
欄中「大和高田市」を「大和高田市

村」、「多村」及び「都村」、「平野村」を削
り、「耳成村」、「川東

域の欄中「有田郡」を「有田市」、「有田

郡」に改め、「同表妙寺簡易裁判所の

管轄区域の欄中「納淵村」を削り、「同表

田辺簡易裁判所の項を次のように改
める。

川市」を「寰屋川市」、「大泉市」に改め、
同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中
「美木多村」を削り、「平尾村」、「黒山

村」、「丹比村」、「丹南村」を「美原町」

に改め、同表富田林簡易裁判所の項
を次のように改める。

和歌山県の内
和歌山市

奈良郡の内
桜井市

添上郡の内
柳生村 月瀬村

東里村 狹川村
大柳生村

西牟婁郡の内
田辺市

和歌山郡の内
和歌山市

奈良郡の内
桜井市

南部郡の内
南河内郡の内

和歌山県の内
和歌山市

奈良郡の内
桜井市

添上郡の内
柳生村 月瀬村

東里村 狹川村
大柳生村

西牟婁郡の内
田辺市

和歌山郡の内
和歌山市

奈良郡の内
桜井市

南部郡の内
南河内郡の内

同表彦根簡易裁判所の管轄区域の 欄中「日枝村」を削り、「池田村」、「田中

昭和三十二年四月六日 衆議院会議
の管轄区域の欄中「河芸郡 安濃郡」
を「安芸郡」に改め、同表伊勢簡易裁判所
の管轄区域の欄中「下外城田村」
を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の項
を次のように改める。

同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「下麻生町」、「久田見村」、潮東村 福地村、蘇原村、黒山村」及び「佐見村」、同表高島簡易裁判所の管轄区域の欄中「川西村」、同表輪島簡易裁判所の管轄区域の欄中「劍地村」並びに同表珠洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴川町」を削り、 同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村、瀬野村、畠賀村、東海村、 田町」を瀬野川町、海田町に、「海田市町」、「中山村、温品村」を安芸 町に、「井口村、砂谷村、水内村、上水内村」を湯来町に改め、「平島 村、原村、宮内村、地御前村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の項を 次のように改める。
--

三十号 下級裁判所の設立及び管轄 うに改める。

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の の欄中「原村」を「豊翠町」に改め、『 表尾道簡易裁判所の項及び竹原簡易裁 判所の項を次のように改める。』	
広島県の内	広島県の内
呉市	安芸郡の内
	音戸町 倉橋町
	江田島町 下蒲刈
	島村 蒲刈町
	賀茂郡の内
	黒瀬町
	佐伯郡の内
	大柿町 龍美町
	沖美町
竹原	豊田郡の内
	安浦町 安登村
	川尻町
竹原	広島県の内
	竹原町 太江町
	東野村 大崎町
	豊町 豊浜村 忠
	海町 潤戸町
安芸津町	

同表中竹原簡易裁判所の管轄区域
の欄中「原村」を「豊平町」に改め、同
表具簡易裁判所の項及び竹原簡易裁
判所の項を次のように改める。

域の欄中「三丘村 高水村 勝間
村 入代村」を「熊毛町」に改め、同
表岩国簡易裁判所の管轄区域の欄中
「坂上村」を削り、「久珂町」を「久珂
町 美和町（大字北中山、秋掛、生
見、下畑及び阿賀除く）」に改め、同
表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄
中「美和村」を「美和町大字北中山、
秋掛、生見、下畑及び阿賀」に改
め、同表津井簡易裁判所の管轄区域
の欄中「伊保庄村 阿月村」、同表
岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中
「福谷村 岩田村 日近村 大井
村」、同表尾島簡易裁判所の管轄区
域の欄中「琴浦町」及び同表玉島簡
易裁判所の管轄区域の欄中「吉備郡
の内 田村」を削り、同表鳥取簡易裁判所
の管轄区域の欄中「宇倍野村 大成
村」を「国府町」に、同表若狭簡易裁
判所の管轄区域の欄中「八東村 安
部村」を「八頭村」に、同表米子簡
易裁判所の管轄区域の欄中「米子市」
を「米子市 境港市」に改め、同表久
留米簡易裁判所の管轄区域の欄中
「大善寺町」及び同表佐賀簡易裁判所
の管轄区域の欄中「小城郡の内 南山
村」を削り、同表小城簡易裁判所の
項を次のように改める。

打上村」を「鎮西町」に改め、同表島簡易裁判所の管轄区域の欄に、「江島村」を削り、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「登幡村」を削り、「多比良町」土黒村」を「見町」に、「西郷村」大正村」を「瑞穂村」に改め、同表佐世保簡易裁判所の項を次のよう改める。

有川	長崎県の内	同表有川簡易裁判所の項を次 うに改める。	佐世保市
南松浦郡の内	北松浦郡の内	東彼杵郡の内	長崎県の内
上五島町	宇久町	波佐見町	佐世保市
町	新魚目町	川棚町	
若松町	奈良尾	宮村	

同表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

	熊本県の内
同表高森簡易裁判所の管轄区域	山鹿市 跡本郡
欄中「柏村」を「蘇陽町」(大字馬見原)	菊池郡の内
七城村	旭志村 菊池町

同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬田村」「陣内村」「護川村」平真城村及び「錦野村」を削り、「不知火村」松合町を「不知火町」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「腹赤村」「六榮村」を「腹榮村」に改め、同表山鹿簡易裁判所の項を次のように改める。

長崎、滝上、柳井原、大野、白石、
神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、

長崎、滝上、柳井原、大野、白石、
神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、
今、米迫、塙出迫及び塙原を除く」
に改め、同表矢部簡易裁判所の管轄
区域の欄中「朝日村」を「清和村」に、
「馬見原町 背尾村」を「蘇陽町大字
馬見原、長崎、滝上、柳井原、大野、
白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、
八木、今、米迫、塙出迫及び塙原」
に改め、「小峯村」を削り、同表八代
簡易裁判所の管轄区域の欄中「二見
村」及び同表水俣簡易裁判所の管轄
区域の欄中「久木野村」を削り、同表
天草簡易裁判所の管轄区域の欄中
「島子村」を「有明村」に、「都呂々村
福連木村、下田村 高浜村、松島
村」を「天草町、松島町」に改め、「大
浦村 猿子村 赤崎村 上津浦村
下津浦村 柳甫村」を削り、同表牛
深簡易裁判所の管轄区域の欄中「大
江村」及び「宮野河内村」を削り、同
表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄
中「郡山村 下伊集院村」を「郡山村」
に、同表種子島簡易裁判所の管轄区
域の欄中「南種子村」を「南種子町」に
改め、同表名瀬簡易裁判所の管轄区
域の欄中「古仁屋町」を「瀬戸内町」に
改め、「西方村 実久村 鎮西村 及
び「早町村」を削り、同表大隅簡易裁
判所の管轄区域の欄中「市成村」を
「輝北町」に改め、「野方村」を削り、
同表加世田簡易裁判所の管轄区域の
欄中「勝日村」を削り、「田布施村
阿多村」を「金峰町」に改め、同表川
内簡易裁判所の管轄区域の欄中「永
利村」及び「高江村」並びに同表鹿屋
簡易裁判所の管轄区域の欄中「百引
村」を削り、同表福島簡易裁判所の
管轄区域の欄中「飯曾村 大鍋村」を
「飯館村」に改め、同表三春簡易裁判

所の管轄区域の欄中「宮城村」を「中
田村」に改め、「御館村」を削り、同
表相馬簡易裁判所の管轄区域の欄中
「石神村」を削り、同表盛岡簡易裁判
所の管轄区域の欄中「田山村 荒沢
村」を「安代町」に改め、同表岩泉簡
易裁判所の管轄区域の欄中「小本村」
及び「大川村 有云村 安家村」を削
り、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中
「払戸村 潟西村」を「琴浜村」に改
め、同表横手簡易裁判所の管轄区域の
欄中「浅舞町」を「平鹿町」に改め、
「吉田村」を削り、同表大曲簡易裁判
所の管轄区域の欄中「金沢町」を削
り、「飯詰村 金沢西根村」を「仙南
村」に改め、同表角館簡易裁判所の
管轄区域の欄中「神代村 生保内
町 田沢村 檜木内村 西明寺村」
を「田沢湖町 西木村」に改め、同
表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中
「後瀬村」を削り、同表三本木簡易
裁判所の名称の欄中「三本木」を「十
和田」に、同簡易裁判所の管轄区域
の欄中「三本木市」を「十和田市」
に、同表津川簡易裁判所の管轄区域
の欄中「新十津川村」を「新十津川
町」に、同表苦小牧簡易裁判所の
管轄区域の欄中「早来村」を「早来
町」に改め、同表小樽簡易裁判所の
管轄区域の欄中「美國郡」及び同表富
良野簡易裁判所の管轄区域の欄中
「東山村」を削り、同表名寄簡易裁判
所の管轄区域の欄中「中川郡(天塩國)
」を「名寄市 中川郡(天塩國)」に
改め、「名寄町」を削り、同表北見簡
易裁判所の管轄区域の欄中「相內
村」、同表遠軽簡易裁判所の管轄区

域の欄中「若佐村」、同表高松簡易裁判所の欄中「鶴羽村 鳴部村」並びに同表三木簡易裁判所の欄中「前田村 井戸村 管轄区域の欄中「前田村 井戸村 林村」、「三谷村 川添村」及び「造田村」を削り、同表丸亀簡易裁判所の欄中「高見島村 佐柳島村 村」及び「松山村 王越村」を削り、「坂本村 法敷寺村」を「飯山町」に改め、同表普通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「長成村 造田村 美合村」を「琴南村」に改め、同表鳴門簡易裁判所の欄中「北灘村」を削り、同表高知簡易裁判所の項を次のように改める。

同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中、「角茂谷、樺谷、上穴内、北滝本及び繁藤」を「及び角茂谷」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「美良布町、土佐山田町」を「大宮町」に、「楓山村 上菲生 村」を「物部村 土佐山田町（大字上穴内、樺谷、繁藤、北滝本及び角茂谷を除く）」に改め、「曉霞村」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「上半山村、下半山村」を「葉山村」に改め、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「白田川村」及び同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡内の内 加茂村 大保木村」を削り、「新居浜市 新居野町」を「新居浜市 新居野町」に改める。

所外簡易裁判所の所名を改称しようとするものであります。第二は、市町村その他の行政区画の変更に伴いまして、浦和簡易裁判所外三十一簡易裁判所の管轄区域を变更しようとするものであります。第三は、従前の市町村の一部合併または分離に伴い、下級裁判所に該当する行政区域に変更等のあつたものについて、この法律の別表第四表及び第五表について所要の整理を行おうとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、三月十五日中村法務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、政府当局に対し質疑を行いましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、四月五日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決に付しましたところ、本法案は政府原案の通り全会一致をもつて可決せられた次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員会の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

<p>出席政府委員</p> <p>行政管理官 楠美 省吾君</p> <p>政務次官 楠美 省吾君</p> <p>法務政務次官 松平 勇雄君</p> <p>輸出検査法</p>
<p>一、昨五日次の法律の公布を奏上し、 その旨參議院に通知した。</p>
<p>一、昨五日參議院議長から、次の法律 の公布を奏上した旨の通知書を受領 した。</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置法の 一部を改正する法律</p>
<p>開拓融資保証法の一部を改正する法 律</p>
<p>開拓營農興臨時措置法</p>
<p>一、昨五日決算委員会において、次の 通り理事を補欠選任した。</p>
<p>理事 本名 武君（理事白井 莊一君昨五日理事辞任に つきその補欠）</p>
<p>内閣委員 横路 節雄君</p>
<p>外務委員 福田 昌子君</p>
<p>大蔵委員 伊瀬幸太郎君</p>
<p>文教委員 野原 覚君</p>
<p>社会労働委員 足鹿 覚君</p>
<p>建設委員 下川儀太郎君</p>
<p>山花 秀雄君</p>
<p>農林水産委員 楠 兼次郎君</p>
<p>運輸委員 下川儀太郎君</p>
<p>建設委員 足鹿 覚君</p>
<p>内閣委員 下川儀太郎君</p>

